

第1号様式（第7条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成27年 7月 31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 真鍋 精志 電話 06-6375-8929
京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。		
環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称	I S O 1 4 0 0 1 準 拠 (独 自 の シ ス テ ム)	
適 用 範 囲	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京都電力区	
導 入 年 月 日	2011年 6月 1日 (2015年 6月 1日改定)	
認 証 番 号		
基 本 方 針	京都電力区は、お客様へ安全正確な輸送を提供するために電気運転設備の保全検査、工事に日夜努力を重ねています。私たちは、「JR西日本の地球環境保護に対する基本的な考え方」に則り環境負荷を削減し、環境汚染、環境事故を起こさないよう一人ひとりが意識して環境保護活動を推進します。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	(1) 省エネルギー 燃料・ガソリン使用量の削減、電力使用量の削減 (2) 省資源・廃棄物の削減 事務用紙使用量の削減 (3) 環境汚染防止 P C B汚染物の適正な保管管理と処理	
目標を達成するための取組の内容	(1) 省エネルギー アイドリングストップの推進・徹底、エアコン使用の適正化・低減、電車利用への変更、事務所照明の不要点灯の防止、空調の設定温度の適正化 (2) 省資源・廃棄物の削減 両面印刷・裏面使用の推進、メール使用による回覧物の削減、会議資料の削減、複合機の活用（誤印刷の防止） (3) 環境汚染防止 定期的な点検により環境汚染を防止する。	
目標を達成するための取組の進捗状況	(1) 省エネルギー アイドリングストップの推進・徹底、エアコン使用の適正化・低減、電車利用への変更、事務所照明の不要点灯の防止、空調の設定温度の適正化 ⇒ 継続して実施中 (2) 省資源・廃棄物の削減 両面印刷・裏面使用の推進、メール使用による回覧物の削減、会議資料の削減、複合機の活用（誤印刷の防止）⇒ 継続して実施中 (3) 環境汚染防止 定期的な点検により環境汚染を防止する。 ⇒ 継続して実施中	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初の計画どおりに取り組みができています。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況については、6ヶ月に1回確認を行っており、これまでに法令違反及び行政当局からの指摘は受けていない。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として1年に1回検討している。 平成26年度は、現行の目標及び取り組み内容により一定の成果が見られたことから、27年度も同システムにより環境管理を継続する。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。